**天城町Ｂ＆Ｇ海洋センター**

**艇庫内売店スペース利活用のための運用契約者公募事業《要項》**

1. **公募実施の背景**

天城町Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫は平成３０年４月２９日にリニューアルオープンし、Ｂ＆Ｇ財団と共同で行う「モデル事業」として調査研究対象の施設である。カヤックやスタンドアップパドル（ＳＵＰ）をはじめとするマリンレジャー器材の貸し出しがメインとなる「海洋スポーツ推進事業」、町内の小学三年生から六年生を対象に実施とした「海塾」を軸とする「学習・文化・伝統に関わる推進事業」、ちびっこＢＧフェスタやママヨガ、読書会など幅広い世代が多目的に艇庫を利活用できるイベントを実施する「コミュニティ活性化推進事業」、そして島民はもちろん島外からの観光客を対象に艇庫およびヨナマビーチをフィールドとした観光施設としての役割を担う「交流人口活性化推進事業」の四つを柱とし、本来の役割である舟艇の格納だけでなく、さまざまな目的で利活用できる「多目的艇庫」を目指す。

1. **運用場所**

天城町大字与名間石水６００番地７

Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫内売店スペース

1. **場所面積（売店スペースのみ）**

２３．６３平方メートル

1. **売店運用の目的等について**
2. 運用の目的

* 時代にあった地域づくりを推進すべく、艇庫を活用した地域コミュニティの活性化、徳之島の観光振興など、より良いまちづくりにつながる拠点施設の一部として売店を運用する
* 地域と協働した取り組み、イベント等を積極的に実施し、多方面から新たな可能性を模索する

1. コンセプト

地域の特産物を活用し、ヨナマビーチにしかない「食」を展開する地産地消の売店

1. 期待する効果

* ヨナマビーチでしか味わえない、楽しめない「食」を展開することでヨナマビーチに足を運ぶための『目的』となる
* 海水浴、マリンレジャー体験以外の滞在時間延長のきっかけとなる
* 地のものを活用したメニュー開発を積極的に行い、地産地消を推進する
* 艇庫および売店の両者を含めた艇庫の利活用促進
* 地域コミュニティの活性化

1. 事業規模

施設自体に関わる設備は天城町教育委員会・社会教育課（以下町）および天城町Ｂ＆Ｇ海洋センターと協議したうえで支出元を決定。売店運営に必要な備品や設備、営業許可および衛生管理者取得のための費用、商品・メニュー開発にかかる費用については運営者の負担とする。

1. **公募の選定基準**

* 地域の特産物や特産品を活用したオリジナルメニューの開発に積極的であること
* 一次・二次・三次・六次産業に携わる者と密に連携した取り組みができること
* 艇庫（町社会教育課）と両立して利用者活性化につながる取り組みができること
* 行政、民間企業、地域と協働し、魅力的な取り組みを積極的に行えること

1. **公募への申し込み資格等**
2. 申し込み資格

* 島内に１年以上（令和２年６月１日現在）居住している個人、または島内で１年以上事業を営んでいる法人・団体等
* 各種税、各自治体への使用料等の滞納がないこと
* 行政、民間企業、地域等と協働してさまざまな取り組みを展開していくことに意欲があること
* 地元で生産された食材や加工物を活用したメニュー開発、販売の意欲があること

1. その他申し込みに関する事項

* 申し込みに際し、必要な費用はすべて申込者の負担とします

1. **運用に関わる条件**
2. 営業許可証や衛生管理責任者など、出店に必要な申請等の法令上必要な手続きは必ず行い、手

続きに係わる費用は申込者の負担とする

1. 運用に掛かる水光熱費（電気・ガス・水道）については、運用者の負担とする
2. 自然環境に配慮した取り組みを積極的に行うこと
3. ごみについては、ごみ箱を設置し周囲の環境設備を整えること
4. 売店運営に伴い出たごみについては、基本的に各自で処分すること
5. 契約の更新をしない場合、契約期間満了までに店舗の現状回帰を行うこと
6. その他、天城町の指示がある場合にはそれに従うこと
7. **契約の取り消し**

次の場合、天城町の判断で契約を解約することがあります。また、解約による損害について、天城町は一切賠償の責任を負いません。

1. 店舗貸出料、水光熱費等の料金を期日までに納付しないとき
2. 天城町が認めない目的で施設を使用したとき
3. 契約の権利を他に譲渡、または転貸したとき
4. 公の秩序、または善良な風俗に反する行為等があったとき
5. 危険・有害な設備を設ける、または近隣の迷惑となるような行為等があったとき
6. 反社会勢力等との関与が認められたとき
7. その他、天城町の指示に従わなかったとき
8. **契約期間**

契約日から令和４年３１日まで（二年契約、契約更新あり）とします。

1. **貸出料（家賃）**

天城町の定める金額とし、契約初年度（令和二年度）は無償とします。

1. **優先契約締結権**

本契約候補者（団体）は令和２年度から令和３年度まで、優先的に天城町と天城町Ｂ＆Ｇ海洋センター艇庫売店にかかる運用契約を締結する権利を有します。

1. **特記事項**

隣接する海洋センター艇庫は、通常毎年４月２９日から９月３０日までを開館期間とし、期間中でも台風等の気象条件等の理由により閉館せざるを得ない場合には、売店の運用も中止していただく場合があります。